

令和2年春季火災予防運動実施計画

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 統一標語

(1) 全国統一防火標語

『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』

(2) 山火事予防運動

『守りたい 森と未来を 炎から』

3 実施期間

令和2年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間
（山火事予防運動及び車両火災予防運動も併せて行う。）

4 実施区域

市内全域

5 実施機関

逗子市消防本部・逗子市消防署・逗子市消防団

6 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進

7 消防本部の実施事項

(1) 広 報

ア 防火対象物の関係者に火災予防運動の通知文を送付し、防火ポスターの掲出を依頼する。また、放火対策及び消防用設備等の維持管理の徹底について促す。

イ 逗子市企画課広聴広報係に、市民に対する啓発事項として定められた「住宅防火いのちを守る7つのポイント」等の掲載を依頼する。また、逗子市消防本部のホームページにおいても、ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する留意事項及び住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理を含めた本運動の広報を掲載する。

ウ 湘南ビーチFM放送及び市内の放送施設を有する事業所等に本運動の広報を依頼する。

エ 広報査察車により火災予防を広報する。

(2) 特定防火対象物等の火災予防査察

特定防火対象物等の防火安全対策を徹底するため、火災予防査察を実施する。

(3) 危険物運搬車両の検査

危険物運搬車両の検査を実施し、火災予防思想の高揚と運搬中における災害の未然防止及び安全確保を図る。

(4) 駅舎及び事業用バス等の査察

車両火災の予防と安全な輸送を確保することを目的とした査察を実施し、車両交通関係者の火災予防思想の高揚を図るとともに、利用者の安全確保を図る。

(5) 住宅防火対策の推進

自主防災組織又は自治会等が実施する消火訓練等において、消火器の普及と火災予防思想の高揚を図る。また、住宅用火災警報器等の設置徹底及び適切な維持管理の周知を図る。

(6) 放火火災予防対策の推進

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあるため、消火器具等の設置による被害軽減対策を講じるよう指導する。

8 消防署の実施事項

(1) 広 報

ア 消防車に車両用マグネットシールを掲示し、巡回広報を実施して火災予防思想の高揚を図る。

イ 市内主要箇所に火災予防立て看板を掲出し、署所に火災予防立て看板及び防火ポスターを掲出して火災予防思想の高揚を図る。

ウ テレホンサービスにより火災予防を広報する。

(2) 乾燥時及び強風時における出火防止

乾燥時及び強風時において、ひとたび火災が発生すると延焼拡大危険が著しく増大して市民の生命、財産等に危害が及ぶ危険性が高くなるため、たき火等を行う場合の消火準備及び火気取扱いにおける注意の徹底等を広報して出火防止を図る。

(3) ひとり暮らし高齢者宅の防火訪問及び防火診断

全国の住宅火災による死者は、年齢が高くなるにしたがって著しく増加している傾向である。このためひとり暮らし高齢者宅を福祉部高齢介護課等から依頼のある場合に、合同で防火訪問し、住宅用火災警報器の設置普及推進及び適正な維持管理について広報するとともに、火気使用器具等の取扱状況を確認して出火防止を図り、近隣との協力態勢についても指導する。

(4) 林野火災予防対策の推進

市内のハイキングコースに設置している山火事防止等の立看板を再調査し、増設及び補修を行うとともに、入山者等への防火意識の高揚を図る。

9 消防団の実施事項

- (1) 各分団詰所前に火災予防立て看板及び防火ポスターを掲出し、火災予防の意識高揚を図る。
- (2) 受持ち区域内の道路状況及び消防水利の掌握に努め、緊急時の消防活動に支障がないよう警戒体制を強化する。
- (3) 実践型消防訓練を実施し、消防団の消防力強化を図る。(別途計画)

10 市民に対する啓発事項

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

11 特別広報

本運動を効果的に実施するため、JR逗子駅前での広報及び市内一斉に消防車両による火災予防宣伝を行い、広く市民に火災予防について啓発を行う。(別途計画)